

外国人特定技能制度に関する説明会

2024年5月10日

全日本トラック協会

目次

1. 所属機関（受入れ事業者）に関する要件
 2. 雇用形態・契約内容に関する要件
 3. 採用プロセス全体の流れとスケジュール
 - 人材紹介会社・登録支援機関への相談・選定
 - 求人内容の確定
 - 特定技能協議会への加入
 - 寮の手配
 - 社内での受入準備
 - 外免切替等による日本運転免許の取得
 4. 入社後に発生する外国人特有の手続き
 5. 導入コストの目安
- 参考 日本語能力試験認定の目安
特定技能外国人数
特定技能制度に関する規程等
相談・問合せ・詳細情報

1. 所属機関（受入れ事業者）に関する要件

i 全分野共通の要件

必要条件

- 労働・社会保険・租税に関する**法令を遵守**していること
- 特定技能雇用契約締結の日前**1年以内**および**締結後**に同種の業務に従事する労働者の**非自発的離職を発生させていない**こと
- 特定技能雇用契約締結の日前**1年以内**および**締結後**に企業の責めに帰すべき事由により**外国人の行方不明者を発生させていない**こと

欠格事由

- 下記に該当し、刑の執行等から**5年**が経過していない
 - 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 出入国又は労働に関する法律に違反し、罰金刑に処せられた者
 - 暴力団関係法令、刑法等に違反し、罰金刑に処せられた者
 - 社会保険各法及び労働保険各法において事業主としての義務に違反し、罰金刑に処せられた者
- 技能実習計画の取り消しを受けて**5年**が経過していない
※役員等が取り消された実習に関与していた場合も含む
- 特定技能雇用契約の締結の日前**5年以内**または**締結後**に、出入国・労働関係法令に関する不正行為等を行った
※保証金・違約金等の契約・徴収も含む
- その他、暴力団排除、役員の実行能力等に関する規定

必要な対応

- 義務的支援実施にかかる費用を企業が負担すること

※リストは抜粋

1. 所属機関（受入れ事業者）に関する要件 “支援”について

- 1号特定技能外国人を雇用する場合、
職業生活上・日常生活上・社会生活上の支援の
計画を作成・実施することが義務付けられている
 - 支援は、必ず行わなければならない「義務的支援」と
行うことが望ましい「任意的支援」に分けられる
 - 「登録支援機関」に支援を委託することが可能
（一般的には月額支援費を支払う）
 - 下記いずれかの実績を満たさない場合、
1号特定技能外国人を雇用するには支援委託が必須
 - ① 過去2年間に「中長期在留者(※1)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること」及
び「役職員の中から支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること」
 - ② 過去2年間に中長期在留者(※1)の生活相談業務への従事経験がある役職員の中から
支援責任者及び支援担当者(※2)を選任していること
 - ③ ①②の該当者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者として入管庁長官が認
めるもの
- (※1) 収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る
- (※2) 支援責任者・支援担当者は兼務可だが、支援担当者は事業所ごとに1名以上選任することが必要

1. 所属機関（受入れ事業者）に関する要件 義務的支援10項目

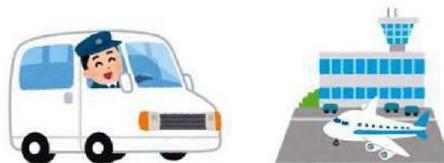
①事前ガイダンス

- ・在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

- ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
- ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

- ・連帯保証人になる・社宅を提供する等
- ・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

- ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

- ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

- ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

- ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

- ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援（人員整理等の場合）

- ・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

- ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報



1. 所属機関（受入れ事業者）に関する要件

ii 自動車運送業トラック区分の上乗せ要件

1. 道路運送法に規定する自動車運送事業を経営する者であること

2. 下記のいずれかであること

① 働きやすい職場認証の取得

※法人単位の取得が基本



② 安全性優良事業所（Gマーク）の保有

※事業所単位での取得であるが、同法人内であれば外国人を受け入れる事業所以外で保有している場合も可

3. 自動車運送業分野特定技能協議会（※）の構成員になり、必要な協力を行うこと

※特定技能制度の適切な運用を図るために設置される機関。

2. 雇用形態・契約内容に関する要件

業務内容

- トラックの運転およびそれに付随する業務であること
- ※付随業務：業務に従事する日本人が通常従事する関連業務

特定活動期間中

- ドライバーが通常従事する業務で運転免許を必要とする業務以外のもの

雇用形態 労働時間

- 直接雇用に限る
- 所定労働時間が「フルタイム」であること
- ※原則、労働日数が週5日以上かつ年間217日以上、かつ労働時間が週30時間以上
- ※仕事の掛け持ち、アルバイト等は不可
- 通常の労働者の所定労働時間と同等であること

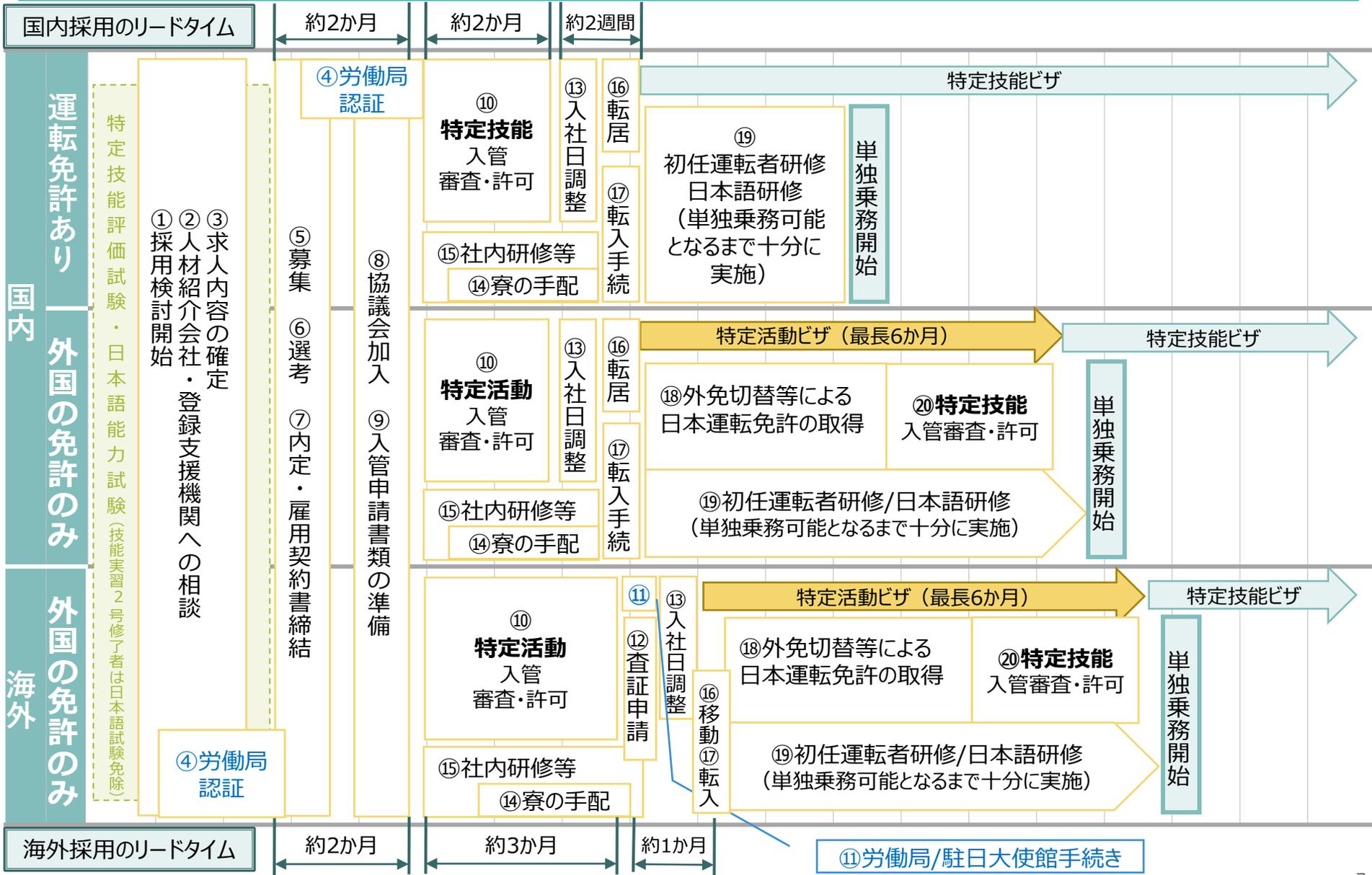
賃金

- 報酬の額が同等の業務に従事する日本人労働者と同等以上であること
- フィリピン国籍者については別途ルールがあるため注意

休暇

- 外国人が一時帰国を希望した場合には、必要な有給休暇を取得させること
- ※業務上、取得させないことがやむを得ない場合を除く

3. 採用プロセス全体の流れとスケジュール ※必要期間・時期はすべて目安。青字は国籍による。



人材紹介会社への相談・選定（②）

主なチェックポイント

法令上、取引に問題はないか？

- 有料/無料職業紹介事業者としての許可を受けているか？
※厚生労働省職業安定局「人材サービス総合サイト」で検索可能
- 法令順守を徹底しているか？
※窓口となる業者以外の「送り出し機関」に関しても確認が必要
- 悪質なブローカー等の介入がないか？

紹介体制は？

- 過去の紹介実績は？
- 多言語対応が可能か？
- 応募者に対するバックグラウンドチェック等のスクリーニングを行っているか？
- 採用後のフォロー体制は？

契約内容・費用は？

- 紹介される人材に見合った紹介費が設定されているか？
- 早期離職時の返金規定はあるか？

登録支援機関への相談・選定（②）

主なチェックポイント

法令上、取引に問題はないか？

- 登録支援機関としての登録はされているか？
※入管庁HP「登録支援機関登録簿」を確認
- 法令順守を徹底しているか？

頼れるパートナーか？

- 制度・法律に関する知識は十分か？
- 弁護士・行政書士との連携はあるか？
- 過去の支援実績はどうか？

支援体制は？

- スタッフの人数、対応エリアは？
- 支援スタッフの現地語力、日本語力、人柄は？
- 支援の頻度、方法は？
- 緊急時の対応体制は？
- 日本語教育のサポートはあるか？
- 義務的支援以外のサポート内容はどうか？

契約内容・費用は？

- 支援内容に見合った支援費が設定されているか？
- 支援費以外に交通費等の別途費用が発生するか？
- 契約期間、解約時の条件は？

求人内容の確定（③）

<主な雇用条件>

職務内容

- 特定技能外国人を雇入れる際の要件に合致することが必要

雇用契約期間

- 無期・有期いずれも可
- 基本的に、雇用契約期間より長いビザは出ないので注意

労働時間

- 一般的に、深夜労働や残業を歓迎する外国人が多いが、通常の労働者の所定労働時間と同等となるよう注意が必要

賃金

- 時給・日給・月給制いずれでも可

控除費用

- 特に海外採用の場合は企業名義での物件契約がほぼ必須
- 「家賃の天引き後にいくら手元に残るか」が給与水準の判断基準とされる傾向
- 労働組合費、食費等が天引きされる場合も事前に明示

寮の手配 (14)

- 事業所近隣の物件の空き具合等を勘案し、早めに物件確保のために動く必要がある
- 企業が法人契約の物件を用意し、家賃の一部を外国人本人の負担とすることが一般的
- 特に海外採用の場合は、外国人本人契約の住居を用意することは困難（賃貸人に拒否されることも多い）
- 家具、家電、寝具等を企業負担で用意することは雇用条件としてもアピールポイントとなる
- 登録支援機関等が、不動産業者等と提携している場合がある

社内での受け入れ準備（社員への研修等）（⑮）

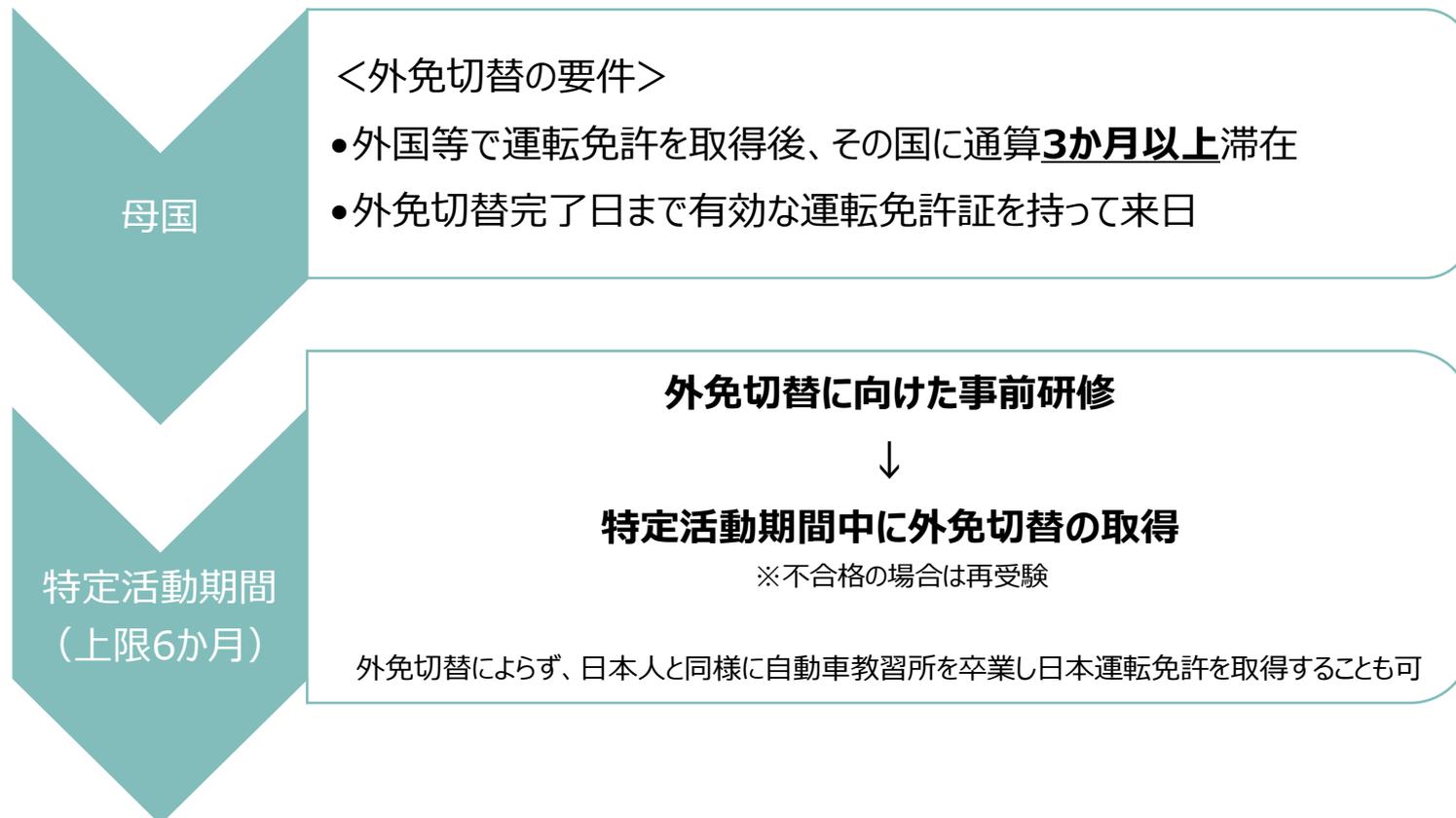
- 特に外国人採用が初めての場合、受け入れ前に既存社員の理解促進を深めておくことが長期就労のカギ
- 登録支援機関等が、受け入れ準備プログラムを用意している場合がある
- 外国人の入社後も、随時キャッチアップ研修
- 研修内容の例
 - 「やさしい日本語」
 - 異文化理解

外免切替等による日本運転免許の取得 (⑱)

<外免切替前の準備>

トラック区分での就業には第一種運転免許が必要なため、
海外採用での採用の場合、いわゆる「外免切替」を行う

※国際運転免許等での就業は不可



外免切替等による日本運転免許の取得 (18)

<外免切替の流れ>

① 事前審査

- 受付は当日先着順が一般的。審査は日本語で実施。通訳が必要な場合は同席可。一人当たり40～50分程度の面談・審査が必要。午前中までに受付できないと当日の事前審査ができない可能性あり
- 必要書類（外国の運転免許証・翻訳文等）を持参して提出
- **事前審査終了時、知識確認の予約**を行う。

翻訳文作成費用
: 6,000円
(3～4日必要)

② 申請受付

<申請資格>

- 普通～準中型：18歳以上、中型：20歳以上、大型：21歳以上
- 免許を取得した外国に通算3か月以上滞在
- 免許センターが所在する都道府県に住んでいること（越境での受験不可）

- 申請料 : 2,550円（普通車）
4,100円（大型車）
- 交付手数料 : 2,050円
合計 : 4,600円～

③ 試験

- <適正試験> 視力0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上等、その他色彩、聴力、運動能力の検査
- <知識確認> パソコンで実施。外国語での実施もあるが、対応言語は都道府県により異なる。10問中7問以上正解で合格（府中運転免許試験場の場合）。**知識確認合格後、技能確認の予約**を行う。
- <技能確認> 技能確認は日本語対応のみ。通訳者の同乗不可。
安全性重視で不合格になるケース多々あり、混雑している場合は再予約に時間を要する。

④ 免許交付

- 免許交付は、技能確認に合格した当日交付可（外国免許が有効期限内である必要あり。）
- 外免切替後の日本の運転免許証の有効期限は、交付日の3回目の誕生日の1か月後まで。

外国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切替えるには（警視庁 2024年3月27日更新）

外国の運転免許をお持ちの方（警視庁 2024年4月11日閲覧）

「日本で運転するための制度について」（JAF 2024年4月11日閲覧）

外免切替等日本免許取得後の入管申請（⑳）

- 外免切替等による日本運転免許取得後は、速やかに特定技能ビザに切り替える
- 特定活動ビザは更新不可。6か月以内に日本運転免許を取得できない場合、引き続きの雇用不可

「特定活動」から「特定技能」への在留資格変更許可申請を行った場合において、変更許可が「特定活動」の在留期間の満了の日までになされないときは、当該許可がされる時又は特定活動在留期間の満了の日から2ヶ月が経過する日が終了するときのいずれか早い時までの間は、引き続き特定活動の在留資格を持って在留することができる。

4. 入社後に発生する外国人特有の手続き

＜日本人・特定技能外国人共通＞法令・就業規則・雇用条件などに沿って日本人従業員と同様に対応

必ず対応	発生時に随時対応
<ul style="list-style-type: none"> • 社会保険加入/脱退 →年金事務所に届出 • 労働保険加入/脱退 →ハローワークに届出 • 健康診断（雇い入れ時・定期） ：費用を事業主が負担し受診させる • 安全衛生教育 • 勤怠管理・給与の支払い・給与明細の発行 • 年末調整・源泉徴収票の発行 	<ul style="list-style-type: none"> • 労働災害発生 →労基署に届出 • 産休・育休取得 • 有給・慶弔休暇などの取得

＜特定技能外国人特有＞登録支援機関等に相談しつつ対応

必ず対応	発生時に随時対応
<ul style="list-style-type: none"> • 入管への定期届出（四半期に1回ごと） →入管に届出 • 外国人雇用状況の届出書 （雇用保険非加入の場合のみ） →ハローワークに届出 • 義務的支援 ：登録支援機関に業務委託が可能 • 在留カード情報・在留期限の管理 （期限を1日でも過ぎたら不法就労） • 在留資格（ビザ）更新 （特定技能1号は基本的に1年ごと） →入管に申請 	<ul style="list-style-type: none"> • 入管への随時届出 →入管に届出 （例1）雇用条件の変更 ※変更内容によって届出の要否が異なる （例2）退職

5. 導入コストの目安

① 人材紹介費

1人あたり～60万円程度

- 採用時に1度のみ発生
- 採用ルート・求める人材のレベル（日本語能力等）による
- 理論年収による変動をさせずに、「〇円」という取り決めにするのが一般的
- 一般的に、早期退職に対する返金規定がある

② 支援委託費

月額～5万円程度

- 毎月の支援に対して発生
- サービスに見合った金額であるかの確認が必要

③ ビザ取得費用

印紙代：4,000円

委託費：～20万円程度

- ビザ取得・更新の都度発生
- 入管への申請で必ず発生する費用
 - 海外採用の場合：無し（在留資格認定証明書の郵送代のみ）
 - 国内採用・ビザの更新の場合：収入印紙代4,000円
- 書類作成・申請を委託する場合（手続きが煩雑なため、委託が一般的）
 - 1名・1回の申請あたり～20万円程度。

5. 導入コストの目安

④寮の手配費

エリア等による

- 初期費用は入居時に1度のみ発生、家賃を会社負担する場合は毎月発生
- 法人契約の場合、敷金・礼金・保証金・仲介手数料・更新手数料・途中解約金等を外国人に負担させることは不可
- 家賃・管理費・共益費・水道光熱費等の実費（全部または一部）を外国人に負担させることは可
- 家具家電、WiFi等についても、企業側で準備することも一般的

⑤渡航/国内移動費

～15万円程度

- 基本的には配属の際に1度のみ発生
- 出発するエリア・時期により幅が出るが、航空券代は～10万円程度
- LCCの利用、出発・到着時間の工夫で安く抑えられる場合もある

⑥その他

主に実費

- 支援にかかる交通費等の実費を企業が負担することになっている場合
- 日本語教育・日本人との交流支援等にかかる費用が、登録支援機関に支払う月々の支援費に含まれていない場合（テキスト代など）
- 独自の教育・サポート・イベント等を行う場合

参考 日本語能力試験 認定の目安

	読 む	聞 く
N 1	<ul style="list-style-type: none">幅広い話題について書かれた新聞の論説、評論など、論理的にやや複雑な文章や抽象度の高い文章などを読んで、文章の構成や内容を理解することができる。さまざまな話題の内容に深みのある読み物を読んで、話の流れや詳細な表現意図を理解することができる	<ul style="list-style-type: none">幅広い場面において自然なスピードの、まとまりのある会話やニュース、講義を聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係や内容の論理構成などを詳細に理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 2	<ul style="list-style-type: none">幅広い話題について書かれた新聞や雑誌の記事・解説、平易な評論など論旨が明快な文章を読んで文章の内容を理解することができる。一般的な話題に関する読み物を読んで、話の流れや表現意図を理解することができる。	<ul style="list-style-type: none">日常的な場面に加えて幅広い場面で、自然に近いスピードの、まとまりのある会話やニュースを聞いて、話の流れや内容、登場人物の関係を理解したり、要旨を把握したりすることができる。
N 3	<ul style="list-style-type: none">日常的な話題について書かれた具体的な内容を表す文章を、読んで理解することができる。新聞の見出しなどから情報の概要をつかむことができる。日常的な場面で目にする難易度がやや高い文章は、言い換え表現が与えられれば、要旨を理解することができる。	<ul style="list-style-type: none">日常的な場面で、やや自然に近いスピードのまとまりのある会話を聞いて、話の具体的な内容を登場人物の関係などとあわせてほぼ理解できる。
N 4	<ul style="list-style-type: none">基本的な語彙や漢字を使って書かれた日常生活の中でも身近な話題の文章を、読んで理解することができる。	<ul style="list-style-type: none">日常的な場面で、ややゆっくりと話される会話であれば、内容がほぼ理解できる。
N 5	<ul style="list-style-type: none">ひらがなやカタカナ、日常生活で用いられる基本的な漢字で書かれた定型的な語句や文、文章を読んで理解することができる。	<ul style="list-style-type: none">教室や、身の回りなど、日常生活の中でもよく出会う場面で、ゆっくり話される短い会話であれば、必要な情報を聞き取ることができる。

参考 特定技能外国人数

特定技能在留外国人数(令和5年12月末現在:速報値)

特定技能在留外国人数 208,462人(注2)

都道府県別特定技能在留外国人数

都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
在留数	8,297	1,080	1,569	2,064	328	935	1,565	11,300	3,967	6,655	12,402	12,294	11,365	10,831	1,643	2,021	2,335	1,232	1,490	4,229	5,078	6,503	17,635	4,923
構成比	4.0%	0.5%	0.8%	1.0%	0.2%	0.4%	0.8%	5.4%	1.9%	3.2%	5.9%	5.9%	5.5%	5.2%	0.8%	1.0%	1.1%	0.6%	0.7%	2.0%	2.4%	3.1%	8.5%	2.4%
都道府県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	未定・不詳
在留数	2,619	4,089	13,278	7,619	1,329	747	545	645	3,643	7,569	1,827	948	3,386	3,287	985	7,672	1,452	2,214	4,327	1,767	1,338	3,072	2,083	280
構成比	1.3%	2.0%	6.4%	3.7%	0.6%	0.4%	0.3%	0.3%	1.7%	3.6%	0.9%	0.5%	1.6%	1.6%	0.5%	3.7%	0.7%	1.1%	2.1%	0.8%	0.6%	1.5%	1.0%	0.1%

特定産業分野別特定技能在留外国人数

分野	介護	クリーニング	ビル	製造業	情報関連	電気・電子	産業機械	素形材	建設	造船・船舶工業	自動車整備	航空	宿泊	農業	漁業	製造業	飲食品	外食業
在留数	28,400	3,520		40,070					24,463	7,520	2,519	632	401	23,861	2,669	61,095	13,312	
構成比	13.6%	1.7%		19.2%					11.7%	3.6%	1.2%	0.3%	0.2%	11.4%	1.3%	29.3%	6.4%	

国籍・地域別特定技能在留外国人数

国籍・地域	ベトナム	インドネシア	フィリピン	中国	ミャンマー	カンボジア	ネパール	タイ	その他
在留数	110,648	34,255	21,367	13,468	11,873	4,664	4,430	4,359	3,398
構成比	53.1%	16.4%	10.2%	6.5%	5.7%	2.2%	2.1%	2.1%	1.6%

(注1)小数点第二位で四捨五入。

(注2)「特定技能2号」の許可を受けて在留する者(37人)を含む。

参考 特定技能制度に関する規程等

規程等	主な内容	最新版の公表時期
①制度を規定する法令等		
【法律】 出入国管理及び難民認定法	・特定技能制度そのものを規定	R6.4.1
【法務省令】 出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令	・特定産業分野の指定	未定
【上乗せ告示】 国土交通省告示	・受入れ機関の基準、分野別協議会、上陸の基準 等	未定
②上記法令等の内容を制度化するための方針・運用要領		
【基本方針（閣議決定）】 特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針	・特定産業分野の指定	R6.3.29
【分野別運用方針】 自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針	自動車運送業分野における ・受入れ見込数 ・受入れの基準（特定技能外国人、受入れ機関双方について） ・従事する業務 等	R6.3.29
【分野別運用要領】 「自動車運送業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領	自動車運送業分野における ・技能水準・日本語能力水準及び評価方法 ・協議会に関する内容 等	R6.4.19
③詳細な手続方法や様式等を定める運用要領等		
【特定技能外国人受入れに関する運用要領】	全産業分野共通 法令解釈、運用上の留意点	R6.4.1
【1号特定技能外国人支援に関する運用要領】	全産業分野共通 1号特定技能外国人支援計画の内容、留意事項 等	R6.4.1
【分野別運用要領別冊】	自動車運送業分野における基準の詳細、留意事項 等	未定
【試験方針】 「特定技能」に係る試験の方針について	全産業分野共通の試験の方針 ・試験問題作成手続き、試験水準、試験科目 ・試験の実施方法 等	R2.1.30
【分野別試験実施要領】	自動車運送業分野における試験に関する詳細	未定

参考 相談・問合せ・詳細情報

・外国人在留総合インフォメーションセンター(入管庁)

(各種問合せ・相談窓口)

TEL:0570-013904(平日8:30~17:15)

Mail:info-tokyo@i.moj.go.jp

・出入国在留管理庁 特定技能制度

(出入国在留管理庁ホームページの中の特定技能に関する各種情報へのポータルページ)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html

・特定技能外国人受入れに関する運用要領・各種様式等(入管庁)

(特定技能所属機関(受入れ事業者)の基準や義務、支援計画等についての詳細が書かれた「特定技能外国人受入れに関する運用要領」、各種申請書類様式等)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00201.html

・登録支援機関登録簿(入管庁)

(登録支援機関の名簿)

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

・特定技能ガイドブック 事業者向け(入管庁)

(特定技能外国人の雇用を考えている事業者向けの、制度概要ガイドブック)

<https://www.moj.go.jp/isa/content/930006033.pdf>

・特定技能総合支援サイト(入管庁)

(特定技能外国人を雇用したい事業者をサポートするためのポータルサイト)

<https://www.ssw.go.jp/>